

令和5年 第2回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和5年3月7日（火）
10時00分から11時30分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者（5名）

教育長	相澤 要
教育委員	大塚 保男
教育委員	鈴木 桃子
教育委員	森野 志保
教育委員	石川 貴工
- 4 出席職員（16名）

教育部長	山田 一志
教育部次長	宮本 栄一
指導主幹	稲村 和典
指導参事	吉光寺 勝己
学務・スポーツ課主幹	齋藤 陽
学務・スポーツ課主幹	恒川 敦史
学務・スポーツ課主査	大山 晋作
学校教育課長	池田 卓也
学校教育課主幹	堀込 美穂
学校教育課主査	高津 寛人
生涯学習センター長	新堀 光行
生涯学習課長	福原 義人
生涯学習課主査	上杉 大洋
西公民館長	小村 茂
東公民館長	大坂 恒夫
図書館長	堺 啓
- 5 議事日程 議案第1号 別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号 別海町就学援助規則の一部を改正する規則について

- 議案第 3 号 別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 4 号 別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 5 号 令和 4 年度教育費予算の補正について
- 議案第 6 号 令和 5 年度教育費予算について
- 議案第 7 号 令和 5 年度教職員の人事について

教育長
(相澤要君)

－【開 会】－

ただいまから、令和 5 年第 2 回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は 5 名です。

別海町教育委員会会議規則第 5 条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたり、私からひとことご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末のご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、登藤教育長の後任を 2 月 1 6 日付で拝命いたしました相澤です。改めましてよろしくお願いいたします。

さて、2 月 2 7 日に根室管内教育実践表彰伝達が行われ、本町からは、学校教育の分野で別海高校の学校運営協議会が、社会教育の分野で別海町スケート協会が表彰を受けました。どちらもその分野での草分け的な活動が認められたものと認識しております。

特に、別海町スケート協会については、スケートの経験がなかった楠瀬功先生自身が、一から学んで関係者とともに普及に努められました。

これまでに隣にいらっしゃる森野教育委員をはじめ、4 名のオリンピック選手や多くの選手、指導者を育成された功績は誠に大きなものがあります。

そうした諸先輩方のご尽力の上に、今の別海町の教育があることを改めて認識する機会にもなりました。

話は変わりますが、早いもので卒業式のシーズンを迎えました。

3 月 1 日には、別海高校の卒業式が行われ、普通科、酪農経営科あわせて 1 1 2 名の生徒が巣立ちました。

このあと中学校は 9 日から 1 3 日、小学校は 1 6 日から 2 0 日に

かけて順次実施され、幼稚園は１６日に、中西別以外の２園が卒園式を行います。

本来ならば教育委員の皆様には、町内の卒園式、卒業式にご出席いただき、子どもたちの門出を祝っていただくところでありましたが、コロナウイルス感染症対策のため、今年度も出席を控えていただくこととなりました。

また、入学式についても同様の対策をとる予定です。

子どもたちの安全を第一に考え、全校同じ対応となるようにしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。よろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(相澤要君)

日程第２前回会議録の承認に入ります。

令和５年第１回の会議録につきまして、事前に委員の皆様には事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長
(相澤要君)

第１回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

教育長
(相澤要君)

日程第３報告に入ります。

２月１０日に開催いたしました令和５年第１回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。

教育部長
(山田一志君)

それでは、２月１０日に開催されました第１回教育委員会議以降、本日までの主な行事、実施事業等について、お手元の資料により御報告をいたします。

２月１６日、町長から相澤教育長に辞令が交付されました。

同じく１６日、臨時校長会議を開催し、教育長及び関係職員が出席しております。

また同じく１６日、定例教頭会議を開催しまして、教育長及び関係職員が出席しております。

２２日、第２回全員協議会が開催され教育長及び関係職員が出席しております。

また同日、文化財保護活用地域計画策定協議会を開催し、教育長及び関係職員が出席しております。

２４日、教育長室と上西春別中学校を結びまして、教育長と生徒と

教育長
(相澤要君)

生涯学習センター長
(新堀光行君)

のリモート懇談が行われております。

27日、第2回学校給食センター運営委員会を開催し、教育長及び関係職員が出席しております。

また同日、301号会議室で、別海町スケート協会に令和4年度根室管内教育実践表彰伝達が行われ、教育長が列席しております。

月が変わり3月3日、旧奥行臼駅通所整備検討委員会を開催し、教育長及び関係職員が出席しております。

6日、第3回全員協議会が開催され、教育長及び関係職員が出席しています。

そして本日、第2回教育委員会議の開催となっております。

以上で報告を終わります。

－【議 事】－

それでは、日程第4議事に入ります。

議案第1号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明願います。

はい、新堀センター長。

議案第1号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

最初に、改正までの経過について、本条例については昨年3月議会で、みなくるの供用開始に併せて新たに条例制定し、9月議会で条例の一部改正を行い、これまで運用してきました。

今般、昨年12月第4回定例会において議決された、財産の取得、生涯学習センターフルコンサートピアノ購入により整備しましたピアノについて、利用開始の準備が整いましたので、附属設備として使用料の追加が必要となったことから条例の一部について改正しようとするものです。

次に財産の取得からの準備等についてです。

本ホールにおけます、コンサート用グランドピアノ、スタインウェイD-274は、昨年12月16日に財産取得の議決を受け本契約し、その後12月28日に業者により施設への搬入が行われ、室温や湿度等の管理、監視を行っておりました。

本年1月23日に、業者による調律と、備品に伴う検収事務が実施され、正式に受け渡し、納品が完了しました。

その後、町内のピアノ教室の先生方を中心に、1月25日から28日までの終日、弾き込み作業を実施し、更に29日には町内のピアノ愛好家等により、ピアノマラソンを開催し、多くの子ども達などに参加をいただき弾き込み作業を行うなど、今後、利用が想定される

教育長
(相澤要君)

教育委員
(鈴木桃子君)

教育長
(相澤要君)

生涯学習センター長
(新堀光行君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

皆様に実際にピアノをご覧いただき、手に触れていただいたところ
です。

それでは、議案書 1 ページから 2 ページとなりますが、議案の朗読
は省略し、議案資料によりご説明いたします。

議案資料 1 ページから 3 ページとなります。

今回、付属設備として使用料を設定する設備は、スタインウェイ &
サンズ社 D-274 フルコンサート用グランドピアノ 1 台です。

使用料算定については、これまでの付属設備、備付物品、貸室と同
じく、受益者負担割合ホール 25%、使用可能日数 359 日等を用い
て、算出した料金とし、近隣市町村における同機種の利用料金等も確
認しながら料金を決定しています。

議案資料 1 ページをお開き願います。

議案資料は新旧対照表で、右が改正前、左が改正後となっており、
それぞれ条例の別表第 2 を掲載しております。

議案資料 2 ページにお進みください。

最上段の下線部、別表第 2 中、改正前の舞台、照明機器の次に、改
正後にありますように、ホール、舞台、コンサートグランドピアノ、
1 回 20,910 円を追加するものです。

議案資料 3 ページにお進みください。

附則といたしまして、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する
ものです。

以上で、議案第 1 号の内容説明を終わります。

議案第 1 号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等
がありましたら、お受けしたいと思います。

鈴木委員。

3 月中は貸し出ししないということですか。

新堀センター長。

はい、一般の方への貸し出しは 4 月 1 日からになります。

よろしいですか。

他に何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第 1 号について原案のとおり可決することに御異議ございま
せんか。

教育長
(相澤要君)

学校教育課主幹
(堀込美穂君)

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

堀込主幹。

それでは、議案第2号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

議案書の3ページをお開き願います。

本規則は、学校教育法第19条の規定に基づき、児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して行う就学援助について定めるものです。

令和5年度から学校給食費の徴収方法が変更されることに伴い、就学援助の学校給食費に係る支給方法を変更することから、本規則の一部を改正するものです。

また、年度途中で申請者の世帯構成や収入状況に変動が生じた場合、再審査を行っておりますが、本規則において認定の変更要件等の記載が十分でないことなどから、一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略し、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表にてご説明します。

議案資料4ページをお開き願います。

新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容につきましては、改正後の欄で説明いたします。

議案資料4ページ上段、第6条支給の方法です。

第2項の学校給食費の援助方法を現物支給とし、対象児童生徒へ給食を提供するよう改めるものです。

なお、係る給食費は学校教育課から給食センターへ直接支払います。

中段から5ページ上段、第8条認定の変更及び取り消しです。

第1項は、申請内容に変更等が生じた場合、対象者が申し出るよう定めるものです。

第2項は、申請者が第1号及び第2号に当たることを教育委員会が確認した場合は、第1項で定めた対象者からの申出がない場合であっても、認定の変更や取消ができるよう定めるものです。

また、第1号は住所変更以外の変更があった場合も、認定の変更や

取消しの対象となるよう改めるものです。

第3項は、再審査により認定に変更が生じた場合には、結果を通知するよう定めるものです。

中段、第9条返還です。

第8条の規定により認定が取り消された場合において、既に支給している就学援助費があった場合に、返還を求めることができるよう定めるものです。

下段、別表です。

第6条第2項の改正に伴い、援助内容を改めるものです。

6ページをお開き願います。

第1号様式は、元号の記載箇所を修正するものです。

また、学校からの意向を受け、学校長の所見については、特に記すべき事項があった場合のみ記載するよう改めるものです。

7ページをお開き願います。

第2号様式は第1号様式同様、元号の記載箇所の修正です。

8ページをお開き願います。

第3号様式は、第8条の改正に伴い、様式の関係条項に第8条を追加するものです。

10ページをお開き願います。

附則として、この規則は令和5年4月1日から施行します

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第2号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

学校教育課主幹
(堀込美穂君)

続きまして、議案第3号別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について事務局説明をお願いいたします。

続いて、議案第3号別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

議案書の7ページをお開き願います。

本規則は、特別支援教育の推進を図り、児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍している児童及び生徒の保護者に対して行う教育就学奨励費の支給について定めるものです。

議案第2号同様、学校給食費の徴収方法の変更に伴い、就学奨励費の学校給食費の支給方法を変更することから、本規則の一部を改正するものです。

また、議案第2号同様、規則において認定の変更要件等の記載が十分でないことから、一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略し、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表にてご説明します。

議案資料1 1ページをお開き願います。

新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容につきましては、改正後の欄で説明いたします。

議案資料1 1ページ上段、規則の名称です。

本規則は対象者への奨励費の支給について定めるものであることから、名称を奨励費補助から奨励費支給へ改めるものです。

第1条目的についても、同様の理由から奨励費補助を奨励費の支給へ改めるものです。

中段、第2条対象者については、本規則中において援助や支給など表現にばらつきがあったことから、文言を整理するものです。

1 2ページをお開き願います。

第3条申請、第4条認定及び認定の通知、第5条奨励費の項目等については、それぞれ文言を整理し、修正するものです。

1 3ページをお開き願います。

上段、第6条支給の方法については、議案第2号と同様、第2項の学校給食費の支給方法を、現物支給とし、対象となる児童生徒へ給食を提供するよう改めるものです。

中段、第8条認定の変更及び取り消しです。

議案第2号同様、第1項は、変更が生じた場合は対象者が申し出るよう定めるものです。

第2項は、教育委員会で要件を確認した場合は、申出がなくても、認定の変更や取消ができるよう定めるものです。

また、第1号は住所変更以外の変更があった場合も、認定の変更や取消の対象となるよう改めるものです。

第3項は、結果の通知について定めるものです。

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

学校教育課主幹
(堀込美穂君)

下段から14ページ上段、第9条返還です。
議案第2号同様、認定が取り消された場合における奨励費の返還について定めるものです。
中段、別表です。
第6条第2項の改正に伴い、支給方法を改めるものです。
15ページをお開き願います。
第1号様式は、元号の記載箇所を修正するものです。
また、様式名や記載内容に誤りがありましたので、あわせて修正しています。
16ページをお開き願います。
第2号様式は、第8条の改正に伴い関係条項に第8条を追加するものです。
19ページをお開き願います。
附則として、この規則は令和5年4月1日から施行します。
以上で、議案第3号の内容説明を終わります。
議案第3号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。
(「なし」の声あり)
御質問等がなければ採決をさせていただきます。
議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第4号別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。
堀込主幹。
議案第4号別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。
議案書11ページをお開き願います。
本規則は、町教育委員会において、外国青年招致事業又は町独自で配置される英語指導助手の勤務条件等について、必要な事項を定めるものです。
今般、英語指導助手の任用にあたり、一般財団法人自治体国際化協会の任用規則及び地方公務員法に沿うよう内容の見直しを行ったことに伴い、本規則の一部を改正するものです。
それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、改正内容について

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育部長
(山田一志君)

て、別冊の議案資料の新旧対照表にてご説明します。

議案資料の19ページをお開きください。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容については、改正後の欄で説明いたします。

第6条免職等第1項第3号について、当町においては、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした差別の解消に努めているところ
です。

本号においても、不当な差別を行うものではありませんが、障害を
理由とした取扱いとならないよう文言を改めるものです。

なお、改正後においても、該当する事案が生じた場合には、当事者
の状態や意向等を確認し、十分配慮したうえで対応に当たることを
申し添えます。

附則として、本規則は公布の日から施行します。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

議案第4号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等があ
りましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定
することといたします。

次に、議案第5号令和4年度教育費予算の補正について、事務局説
明をお願いいたします。

山田部長。

議案書12ページをお開き願います。

議案第5号令和4年度教育予算の補正について、別紙のとおり別
海町長に申し出するものです。

最初に、私から教育委員会全体の補正概要及び合計額についてご
説明申し上げます。

補正予算書資料をご覧ください。

まず今回の予算補正全般に係る考え方についてですが、3月補正
につきましては、ほとんどが事業の確定、執行残、及び精査等に伴う
減額補正が主なものとなっていますので、それらについては、説明を
省略します。

また、燃油等の値上がりに伴い、一部光熱水費の予算不足による増

教育長
(相澤要君)
学務・スポーツ課主幹
(恒川敦史君)

額と、国の補正による事業の前倒しによる事業採択がありましたので、それらの事業実施に伴う増額補正があります。

それでは、別冊資料の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

歳入では、3ページ下段の合計額、教育委員会歳入全体で83,252千円の増額補正となっております。

次に、歳出です。

4ページにお進みください。

4ページから15ページにかけまして、歳出では、15ページ下段の合計額、教育委員会歳出全体で86,916千円の増額補正となっております。

引き続き、各課等から執行残、及び精査等以外の理由による補正を中心に説明させていただきますのでよろしくお願いします。

恒川主幹。

それでは、私の方からは、学務・スポーツ課スポーツ推進担当分の、執行残及び事業費の精査以外の補正についてご説明いたします。

歳出になりますが、補正予算資料6ページの一番下になります。

10款6項4目総合スポーツセンター費、スポーツセンター事務経費の指定管理施設管理費4,516千円の増額ですが、これにつきましては、ここ数年続いている世界的な原油価格の高騰と急激な電気料金の値上げに伴い、指定管理委託料の中の燃料費及び電気料が大幅に不足することとなったことから、協定書に基づき不足分を増額するものであります。

説明は以上です。

教育長
(相澤要君)
学務・スポーツ課主査
(大山晋作君)

はい、大山主査。

私の方から、学務・スポーツ課学校施設担当分の執行残及び精査以外の補正予算の概要について説明いたします。

補正予算書の1ページになります。

歳入4行目、15款2項6目小学校費補助金、学校施設環境改善交付金14,444千円の増、及び3行下の7行目、中学校費補助金、学校施設環境改善交付金15,189千円の増につきましては、当初令和5年度に実施することとして、文科省へ交付金の概算要望を行っていた中春別小学校及び野付中学校の照明LED化改修事業、トイレ洋式化改修事業について、昨年12月に国の補正予算第2号が成立したことによる令和4年度への前倒しの事業採択を受け、2月

教育長
(相澤要君)
学校教育課主査
(高津寛人君)

16日付けで交付決定を受けたことによる補正増となります。

交付割合は事業費の3分の1となっています。

同様に、1ページの下から9行目、22款1項8目小学校債、校舎等整備事業債28,400千円の増、及び1行下の下から8行目、中学校債、校舎等整備事業債29,900千円の増につきましても、中春別小学校、及び野付中学校の照明LED化改修事業、トイレ洋式化改修事業に係る地方債の増となっております。

今回、国の補正予算事業での採択事業となったことから、本来であれば本事業の起債充当率は75%、交付税措置率は30%となると思いますが、今回は充当率100%、交付税措置率50%と財政面で有利な補正予算債を活用することができることになっています。

次に歳出ですが、ただいま説明した歳入に関連する事業の補正になります。

補正予算書4ページ、下から1行目から5ページ、1行目にかけて、10款2項4目小学校校舎等改修事業、改修等工事請負費42,905千円の増、10款3項4目中学校校舎等改修事業、改修等交付請負費45,122千円の増につきましては、中春別小学校及び野付中学校の照明LED化改修工事、トイレ洋式化改修工事が令和4年度へ改善交付金の前倒し採択があったことによる増額となります。

なお本事業については全額、令和5年度へ予算を繰越し実施することとしております。

次に7ページの4行目及び6行目になります、10款2項1目小学校事務経費、光熱水費7,300千円の増、10款3項1目中学校事務経費、光熱水費7,300千円の増につきましては、12月補正において増額補正を行った電気料金に係る予算につきまして、当初の補正時の想定より大幅に電気料金が増額しており、さらなる予算の不足が見込まれることとなったことから、本補正において増額を行うものとなっております。

以上で、説明を終わります。

はい、高津主査。

私の方からは、学校教育課要求分のうち新型コロナウイルス感染症対策事業に関連する部分について説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

上段が本事業関連分になります。

歳入です。

16款2項1目総務管理費補助金、教育支援体制整備事業費交付

金については、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金の事業費確定に伴い10千円の減額としています。

続いて同目学校保健特別対策事業費補助金については、国の補正予算による、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業の追加に伴い7,425千円の増額を計上しています。

感染症流行下における学校教育活動体制整備事業については、各学校における感染者の発生に伴う対応や、その後の教育活動継続等に要する取組及び換気対策に係る取組の実施に当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう支援することを目的とした事業であり、補助対象経費は、児童生徒数300人以下の学校が、900千円で15校、300人以上の学校が1,350千円で1校となっています。

補助率については2分の1となっており、残りの2分の1については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を予定しています。

なお、本事業に係る予算については、令和5年度に全額繰越しを予定しています。

次に歳出です。

7ページをご覧ください。

中段が本事業関連分になります。

2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策事業の小中学校等対策経費です。

需用費9,833千円の増、及び備品購入費5,000千円の増については、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業に係る感染症対策用品の購入等の増額分となり、令和4年度事業費確定分を差し引いた額として計上しています。

負担金補助及び交付金194千円の減については、教育旅行の感染症対策実施に伴う増額分、及び感染症罹患に伴うキャンセル料の助成を行った別海町立小中学校児童生徒教育旅行支援事業補助金の事業費確定による減額分を計上しています。

以上で内容説明を終わります。

はい、福原課長。

続きまして、生涯学習課所管分についてご説明します。

当課につきましても、歳入は補助額、助成額の確定や、歳出は執行額の確定及び執行見込みによる減額補正予算となっています。

はじめに歳入となりますが、補正予算資料2ページをお開きくだ

教育長
(相澤要君)
生涯学習課課長
(福原義人君)

教育長
(相澤要君)
中央公民館長
(新堀光行君)

さい。

16款2項7目社会教育費補助金、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金で1,674千円の減。

次に、21款5項1目雑入、いきいきふるさと推進事業助成金110千円の減。

続いて、歳出をご説明します。

補正予算資料10ページをお開きください。

最初に、10款5項1目社会教育総務費、学校・家庭・地域連携協力推進事業で7節と8節で、2,307千円の減。

次に、同目社会教育推進事業経費で、1節及び8節と18節で、965千円の減。

同目芸術文化振興事業経費で7節と10節で、170千円の減。

続きまして、10款5項2目生涯教育推進費、生涯教育研究所運営経費で、1節及び8節、10節と12節を合わせまして、239千円の減。

最後に、補正予算資料10ページから11ページにかけてとなりますが、10款5項4目青少年教育費、友好都市少年少女ふれあいの翼交流事業で7節及び8節、10節と11節で、339千円の減。

歳出合計で4,020千円を減額したいとするものです。

以上で生涯学習課所管分の内容説明を終わります。

はい、新堀館長。

続きまして、中央公民館所管分について御説明いたします。

予算資料の3ページをお開きください。

最初に歳入です。

1段目からになります。

14款1項7目教育使用料、生涯学習センター使用料297千円及びその下の青少年プラザ使用料15千円の増については、それぞれ利用増加によるものです。

次に、15款2項6目防衛施設周辺整備事業補助金76,821千円の増。

下から6段目の防衛施設周辺整備事業補助金79,146千円の減につきましては、本年度から生涯学習センター準備室分予算を中央公民館へ配当替えされた、矢臼別演習場周辺まちづくり支援事業補助金の確定によるものです。

次に、18款1項2目教育費寄附金、生涯学習振興基金寄附金1,000千円の増については、本町の芸術文化の振興にかかわる特定

教育長
(相澤要君)
西公民館長
(小村茂君)

寄附でございます。

歳入合計で、中央公民館所管分で76,821千円を増額し、生涯学習センター建設準備室所管分で79,146千円を減額したいとするものです。

続きまして、歳出です。

予算資料の11ページへお進みます。

当課につきましても、電気料高騰の影響による増額は執行額の確定、及び執行見込みによる減額補正予算となっています。

最初に、10款5項3目生涯教育学習費、生涯学習センター各学級講座事業経費で8節と13節合わせまして、107千円の減。

続きまして、10款5項5目中央公民館費、中央公民館解体撤去事業12節1,682千円の減。

続きまして予算資料12ページにかけてでございます。

10款5項10目生涯学習センター費、生涯学習センター整備事業で8節及び10節、14節と18節で合わせまして1,745千円の減。

次に10款5項10目生涯学習センター費、生涯学習センター備品購入事業で、2節で2,500千円の減。

同目、生涯学習センター落成記念式典事業で10節及び11節、合わせまして、505千円の減。

同目生涯学習センター管理経費で10節1,499千円の増は電気料金高騰の影響によるものです。

同目生涯学習センター運営経費で1節から18節までで、合わせまして、785千円の減。

歳出合計で、3,125千円を減額したいとするものです。

以上で、中央公民館所管分の内容説明を終わります。

はい、小村館長。

それでは西公民館所管の補正分を御説明申し上げます。

予算資料3ページをお開きください。

中段、西公民館合計で44千円の歳入減額となっておりますが、事業精査また確定による減額ということで、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、歳出12ページをお開きください。

下段、10款5項3目西公民館各学級講座事業経費ですが、普通旅費につきまして寿大学の、修学旅行をコロナ禍において、中止したことにより旅費を減額しております。

教育長
(相澤要君)
東公民館長
(大坂恒夫君)

また、10款5項7目西公民館管理経費につきましては、電気料の高騰による増額、及び燃料費の灯油使用量の増加に伴う増額ということで、353千円を増額補正しております。

続きまして、同目西公民館運営経費ですが、13ページをお開きください。

12節委託料、公園委託料につきましては、コロナ禍における事業中止により、減額をしております。

以上、西公民館分の説明を終わります。

はい、大坂館長。

それでは、東公民館分の説明をいたします。

予算資料の3ページ目をお開き願います。

14款1項7目社会教育使用料、行政財産使用料で48千円の減額です。

これにつきましては、東公民館に設置しておりました自動販売機1台が、新型コロナウイルスの影響により売り上げが激減となったとの理由で業者が撤去したことによるものです。

続きまして、13ページをお開き願います。

10款5項3目東公民館各学級講座事業経費、報償費から普通旅費で、74千円の減額になるものです。

いずれも、尾岱沼寿大学の事業、内容の縮小により精査したことによるものです。

以上で、東公民館分の補正内容の説明を終わります。

はい、堺館長。

教育長
(相澤要君)
図書館長
(堺啓君)

それでは、別海町図書館分の補正予算を説明させていただきます。

3ページをごらんください。

中段です。

15款2項6目教育費国庫補助金、地方創生臨時交付金で62千円の減。

17款2項3目物品売払収入で62千円の増となっております。

これらは図書館空調設備改修費として、地方創生臨時交付金を充当しておりますが、空調設備改修に伴い発生した金属くずの売払収入があったため、内訳を変更する増減となっております。

その下をごらんください。

18款1項2目教育費寄附金です。

図書購入費寄附金として、寺井建設株式会社から200千円をい

	ただきましたので、その分が増額となっております。 続いて歳入です。 13ページの中段をごらんください。 10款5項8目図書館図書等購入事業です。 歳入のほうでも説明いたしましたが、寺井建設株式会社から、200千円の寄附金があったので、その分を予算に計上したものとなっております。 その他の予算減額につきましては、事業確定事業精査による、減額となっております。 続きまして、郷土資料館分の補正を説明させていただきます。 まずは歳入です。 2ページをごらんください。 15款2項5目教育費国庫補助金です。 芸術文化振興費補助金4,203千円の減となっております。 これは別海町文化財保存活用地域計画策定事業の補助金額の内示に伴う減額となっております。 その下です。 16款2項7目教育費補助金、地域づくり総合交付金で、700千円の減額となっております。 こちらは地域づくり総合交付金の補助額内示に伴う減額となります。 歳出につきましては、事業確定、事業精査執行残による減額となっておりますので、説明を省略させていただきます。 以上です。
教育長 (相澤要君)	議案第5号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。 (「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	御質問がなければ採決をさせていただきます。 議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第6号令和5年度教育費予算について、事務局説明をお願いいたします。
教育部長	はい、山田部長。 それでは議案第6号令和5年度教育費に予算について私のほうか

(山田一志君)

ら概要について御説明をいたします。

議案書は13ページになりますが、別冊の資料で令和5年度教育費予算の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

予算科目は款の欄及び項の欄で、金額は見積額の欄で説明を申し上げます。

おおむね1,000千円をめどに増減の理由も合わせて説明をしたいと考えてます。

まず13款分担金及び負担金81,154千円は、学校給食費の負担金です。

前年度比で3,110千円の減額となったのは、児童生徒等の食数の減によるものであります。

次、14款使用料及び手数料3,424千円は、各公民館、生涯学習センター等の教育施設、及び社会体育施設の使用料です。

15款国庫支出金20,187千円は、主にスクールバスの購入事業、文部科学省のほうの3,750千円、それから奥行地区に文化財保存整備事業2,850千円、町指定文化財保存整備事業3,090千円、加賀家文書館改修事業2,912千円に伴う補助金です。

このほか、総務部の歳入、防衛の調整交付金事業で、西春別ファミリースポーツハウス整備事業、それから小中学校児童生徒用図書整備事業がございます。

16款道支出金30,396千円。

2項道補助金29,926千円は、主に中春別中学校屋体排煙窓ワイヤー補修工事、それから奥行地区文化財保存整備事業、そして学校家庭地域連携協力推進事業、そして町民体育館整備、物品収納庫を建設工事に伴う補助金で、前年度比で5,100千円の増額となったのは、奥行地区文化財保存整備事業の増。

また、事業として掲載しておりませんが、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の増が主な理由となっています。

それから3項道委託金470千円は、ソーシャルワーカーの委託金です。

17款財産収入6,880千円は、教員住宅使用料が主なものであります。

次、21款諸収入18,460千円は、3項貸付金元利収入7,988千円が奨学金の償還金です。

5項雑入10,472千円は、牛乳給食費補助金、それからスポーツ振興くじ助成金、及び幼稚園副食費が主なもので、前年度比で2,

495千円の増額となったのは、スポーツ振興くじ助成金2,000千円の増が主な理由です。

2ページにお進みください。

22款町債119,900千円は、スクールバス購入事業19,000千円、西公民館改修工事実施設計委託12,400千円、郷土資料館外壁屋根改修工事11,800千円、加賀家文書館外部改修、照明設備LED化改修工事15,200千円、文化団体等派遣費補助事業1,500千円に伴う町債で、前年度比、教育債で14,700千円の減額となったのは、図書館整備事業の完了によるもので、総務債で41,400千円の皆増となったのは、本町が過疎地域に指定されたことを受け、財政上有利な過疎債を、別海高校教育支援事業などのソフト事業に活用したことによるものであります。

以上、歳入合計で280,401千円、これは防衛の調整交付金分は含んでおりません、となっております。

対前年度比で51,126千円の減となっております。

次に、歳出です。

3ページをお開きください。

予算科目は項、及び目の欄で金額は見積額の欄で説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、16目諸費44,026千円につきましては別海高等学校教育支援事業に係る予算です。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費4,441千円、2目事務局費6,033千円、3目教育指導費16,010千円、前年度比で1,165千円の減となっておりますが、外国青年招致事業分で1,808千円の減が主な理由です。

4目奨学金9,720千円。

次に、2項小学校費、1目学校管理費111,801千円、こちらは前年度比1,088千円の増となっておりますが、小学校設備整備事業の部分で2,833千円減となっております。

各学校の事務経費4,551千円の増、これが主な理由です。

2目教育振興費30,205千円、こちらは前年度比13,116千円の増額となっておりますが、給食援助費分4,613千円の増額が主な理由です。

3目通学対策費132,547千円、こちら前年度比2,895千円の増となっておりますが、スクールバス運行経費で2,748千円の増となっております。

これが主な理由です。

4目学校建設費2,400千円、こちらは前年度比7,103千円

の減となっておりますが、実施する事業量の減が主な理由です。

続いて3項中学校費、1目学校管理費103,510千円、こちらは前年度比で1,031千円の減となっておりますが、中学校設備整備事業の2,867千円の減が主な理由です。

2目教育振興費18,769千円、3目通学対策費51,534千円、4目学校建設費3,900千円、こちら前年度比3,900千円の皆増となっておりますが、中学校校舎等整備事業の実施による増額です。

続いて4項幼稚園費、1目幼稚園管理費18,001千円、2目教育振興費5,331千円。

続いて5項社会教育費、1目社会教育総務費37,522千円。

4ページに進みまして、2目生涯教育推進費786千円、3目生涯教育学習費1,155千円、4目青少年教育費4,601千円、こちら前年度比4,571千円の減額となっておりますが、友好都市、少年少女ふれあいの翼事業は隔年で受け入れ、訪問となっておりますので、この分で2,587千円、また青少年芸術劇場開催事業1,234千円の減となっておりますこれが主な理由です。

5目中央公民館費4,532千円、こちら生涯学習センターの開設によりまして、予算科目が変わるもので、解体撤去事業にかかる、業務委託料のみ計上しております。

6目東公民館費12,366千円、7目西公民館費26,313千円、こちら前年度比13,227千円の増となっておりますが、西公民館改修事業12,400千円の増が主な理由です。

8目図書館費33,660千円、こちらは前年度比81,024千円の減となっておりますが、図書館整備事業を80,877千円、それから業務用システム機器の更新事業2,791千円、この事業完了による減が主な理由です。

9目郷土資料館費38,106千円、こちら前年度比32,939千円の増となっておりますが、郷土資料館整備事業13,471千円、加賀家文書館改修事業18,200千円、及びアイヌ施設推進事業957千円の増が主な理由です。

10目生涯学習センター費78,100千円、こちら前年度比146,873千円の大幅な減となっておりますが、歳入でも説明しましたとおり外構整備等の事業完了によるものが主な理由です。

続いて、6項保健体育費、1目保健体育総務費112,835千円、こちら前年度比6,895千円の減となっておりますが、スポーツ団体等派遣費補助事業3,000千円の増額、及び実施する事業をの事

教育長
(相澤要君)
教育部次長
(宮本栄一君)

業量の増額によるものが主な理由です。

2 目学校給食費 2 2 3, 4 3 9 千円、前年度比 1 6, 9 5 4 千円の増となっておりますが、センター管理経費、センター運営経費の増、及び給食助成事業を経費 8, 1 4 6 千円の減が主な理由です。

3 目へき地学校保健管理費 1 2, 0 5 3 千円、4 目総合スポーツセンター費 1 7 7, 2 2 2 千円、こちらは前年度比 5 1, 2 9 9 千円の増となっておりますが、実施する事業量の増及びセンター事務経費の指定管理料で 4 7, 3 2 7 千円の増と、なっております。

これが主な理由です。

5 目パイロットマラソン大会費 1 0, 0 0 0 千円、こちらは前年度比 1, 1 4 5 千円の増となっておりますが、補助金を増額することによるものです。

6 目学校開放事業費 1 0 0 千円。

以上、総務費及び教育費とあわせまして 1, 3 3 1, 0 1 8 千円の予算となっております。

前年度と比較しますと 1 1 2, 0 9 9 千円の減額となっております。

続きまして 5 ページをお開きください。

令和 5 年度教育委員会が実施します事業について御説明を申し上げます。

私からは事業の数と事業費の合計額のみ申し上げ、その後各課等から、次年度新規や重点とする事業等について、内容等の説明をさせます。

次年度、教育委員会で実施する事業は、全部で 4 5 事業で前年度から比べると 3 事業の減となっております。

事業費合計額につきましては、9 ページをごらんいただき、3 4 8, 6 2 0 千円、前年度が 4 8 7, 4 4 1 千円で、1 3 8, 8 2 1 千円の減となっております。

令和 5 年度教育予算と事業の概要については以上ですが、この後それぞれ所管から説明をさせていただきます。

私の説明は以上です。

はい、宮本次長。

それでは、令和 5 年度学務・スポーツ課が実施する新規事業及び重要事業につきまして、主なものを御説明します。

5 ページをご覧ください。

上段の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の内、西春別ファミ

教育長
(相澤要君)
学校教育課長
(池田卓也君)

リーススポーツハウス整備事業51,134千円は外部改修工事及び照明設備のLED化改修工事となります。

次に、中段の小中学校記念事業950千円は、上西春別中学校統合50周年記念事業の補助です。

次に、別海高等学校教育支援事業54,526千円は、教育委員会関係では7つの事業となりますが、令和4年度同様の事業内容となっています。

次に、6ページ下段をご覧ください。

小学校と中学校の校舎等整備事業2,400千円、3,900千円につきましては、野付小学校のシャワーブース新設工事と中春別中学校の屋体排煙窓のワイヤー補修工事です。

次に、8ページ下段、中春別ヘルスパーク整備事業4,500千円は、バスケットボールコート改修事業です。

次に、町民体育館整備事業24,000千円は、物品収納倉庫の建設工事です。

次に、9ページをご覧ください。

全天候型トラック整備事業2,466千円は、芝生の更新委託業務です。

最後に、町民温水プール整備事業13,900千円は、温水プールの老朽化に伴う、改修工事の基本設計及び実施設計業務委託となります。

学務・スポーツ課所管の事業内容については以上です。

はい、宮本次長。

学校教育課分の中から主な事業を2つ説明します。

6ページ中断になります。

まず一つは、生きる力アッププロジェクト事業です。

本事業は、子どもたちの基礎学力の向上、及び生きる力を向上させることを目標とし、全ての学校、教員で事業を展開しています。

3年を一つのサイクルとし、令和5年度は第4次の1年目となります。

第4次については、教員の指導力向上を図る教師力向上、子どもたちの学力、及び生きる力を向上させるための学びの土台づくり、ふるさとべつかいに誇りを持ち、第7次別海町総合計画が示す、いつも心に広がるふるさとべつかいを体現させる、ふるさとキャリア教育を主軸として教育活動の推進に取り組めます。

具体的には、本年度に引き続き、ふるさとキャリア教育を推進して

教育長
(相澤要君)
生涯学習課長
(福原義人君)

いる秋田県大館市に教員を派遣し研修を行い、秋田県からスーパーティーチャーを招聘し、模擬授業を行います。

その他、ビブリオバトルの開催や新聞の購読を引き続き実施します。

事業費は3,417千円となっています。

2つ目は、Let's Challenge 学習支援事業です。

自律的な学習に向かう姿勢の育成を図るため、本年度に引続き、漢字検定、英語検定、算数・数学検定の受検料を1人各種それぞれ1回分助成し、キャリア教育の推進を図ります。

本事業については、目標に向かって頑張る力など、社会で生き抜く力の非認知能力を身に着ける良い機会となっています。

また、本年度に引き続き、児童生徒にタブレットドリルを提供します。

現在、児童生徒は一人1台のタブレットを利用できる状況です。

このタブレットで、自宅での学習をできるようになっています。

学校休業中や毎日の宿題など自宅で学習でき、ペーパーの宿題と違い、個人のレベルに合わせて学習でき、先生の働き方改革、ペーパーレス、IT社会に入り込む入り口として役立っています。

事業費は3,359千円となっています。

以上で学校教育課分の説明を終わります。

はい、福原課長。

生涯学習課所管分は、教育部長から説明のありました全45事業中7事業となっており、当課が所管する主な事業を説明します。

8ページ中段になります。

青少年プラザ利活用推進事業、及び関連する地域おこし協力隊推進事業について説明をいたします

ご承知の通り、旧マルチメディア館、現在の青少年プラザは開館から20年以上が経過したとともに、初期の目的を達成したものと判断され、新たに中高生の居場所づくりを目的に利活用を図りたいとするものです。

また、関連します地域おこし協力隊推進事業の中では、青少年の居場所づくりを進めるため、行政的な視点のみならず民間事業者等が持つ柔軟な発想と姿勢、多くの経験を持った地域おこし協力隊を採用し、町内の青少年と共に居場所づくり計画を進める必要があると考えているところです。

本来は、令和4年度中に地域おこし協力隊を採用し、計画に着手す

教育長
(相澤要君)
中央公民館長
(新堀光行君)

る予定でありましたが、諸般の事情により内定者からの辞退の申出があり、整備とともに計画が遂行できずにいました。

令和5年度4月から1名の地域おこし協力を採用予定であり、現在、事務作業を適宜進めております。

旧マルチメディア館、青少年プラザ利活用推進事業については、今後、中高生による運営委員会を組織し各種研修や視察等を行うとともに、本町の小中高生による地域魅力化に関する策定と発表を予定しています。

居場所づくりとともに、青少年の目線による本町の魅力について事業を推進する予定で、事業費としては青少年プラザ利活用推進事業1,549千円、地域おこし協力隊推進事業4,342千円となっています。

次に、戻りまして7ページ下段になります。

文化団体等派遣費補助事業についてご説明します。

本事業は、これまで別海高校生徒分を除き、町内の文化系団体、個人に対し、全国大会や全道大会等上位に進まれる方に対し、町単独費で派遣費の補助を行っていました。

先ほど、教育部長からも説明がありましたが、本町が過疎地域に指定されたことにより、その対策費、ソフト事業として活用するものです。

その年度により、状況が変化することから、計画上は8件分、1,500千円を計上しています。

このことは、町文化・スポーツ派遣費補助金交付規則及び同規定に基づいて交付していますが、町民が自主的、積極的に文化活動に係わることで、文化活動の推進とその機会の拡充が、まちづくりの一環に寄与できるものとして計上しているものです。

以上で、生涯学習所管分の内容説明といたします。

はい、新堀館長。

続きまして、中央公民館所管でございます。

資料の7ページ、下から3段目になります。

令和4年3月31日まで中央公民館は施設を稼働しておりましたが、同年4月1日から生涯学習センターみなくるを供用開始したことから、本年度につきましては実施設計委託し令和5年度は、不用品の処理委託4,532千円計上しております。

令和6年度に解体工事を行う予定でございます。

以上で中央公民館所管分の主な事業の説明を終わります。

教育長
(相澤要君)
西公民館長
(小村茂君)

はい、小村館長。

それでは、同じく予算資料7ページをお開きください。

西公民館所管分の事業について御説明申し上げます。

下から2段目、西公民館改修事業でございますが、西公民館は昭和53年に建設後44年が経過しており、老朽化が否めない状況になっております。

このことから、施設の延命化を基本方針として令和5年からの3カ年で大規模改修を計画しているところでございます。

これに伴い、令和5年度につきましては、改修工事の実施設計委託業務としまして12,400千円の予算を計上しているところです。

以上西公民館改修事業について説明を終わります。

教育長
(相澤要君)
郷土資料館長
(堺啓君)

はい、堺館長。

それでは郷土資料館分の事業について説明させていただきます。

8ページをごらんください。

まず上段ですが、郷土資料館整備事業です。

郷土資料館につきましては、郷土資料館整備検討委員会で検討していくことになっておりますが、喫緊の課題として、現在使用している郷土資料館がかなり老朽化しておりますので、当面の間使えるように、外壁工事、屋根の改修工事等を実施する予定となっております。

その下です。

加賀家文書館改修工事です。

こちらのほうは、外部改修工事と照明設備のLED化改修工事を行う予定となっております。

その下のアイヌ政策推進事業です。

こちらのほうは加賀伝蔵物語絵本の政策となっております。

ここでアイヌ政策推進事業について説明させていただきます。

こちらは、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律に基づいて、内閣府アイヌ政策推進交付金を活用して実施する事業です。

別海町においては、アイヌ文化を紹介する施設として、郷土資料館付属施設加賀家文書館があり、アイヌ語通訳加賀伝蔵が幕末に記録収集した資料を展示公開しております。

令和5年度から令和9年度までの5カ年の事業で、アイヌ語通訳加賀伝蔵物語絵本の制作や、アニメーションの制作、アイヌ文化紹介

	映像の制作、チャシ跡等の地形測量等を計画しております。
	この事業費の一部を使って加賀家文書館の改修工事も実施する予定となっております。
	以上です。
教育長 (相澤要君)	以上で議案第6号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。 (「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	御質問がなければ採決をさせていただきます。 議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第7号ですが、こちらは日程第5のその他のあとに、説明、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。 －【その他】－
教育長 (相澤要君)	それでは日程第5その他に入ります。 事務局から何かありませんでしょうか。 はい、福原課長。
生涯学習課長 (福原義人君)	その他のところで生涯学習センターから2件、お話しさせていただきたいと思います。 お手元の封筒に2枚のチラシを入れさせていただいております。 一つが、3月21日に行われますピアノの連弾コンサートです。 青少年芸術劇場開催事業として行うことから、主な対象者は、町内の児童生徒並びにその保護者の方をまず優先的にということで、現在のところ250席が完了しております。 全席指定席となっております。 この後、3月9日から一般の方にも、配布をお知らせする予定になっております。 続きまして、3月26日にほくでんファミリーコンサート、札幌交響楽団によるコンサートが行われます。 主催は北海道電力で、主管はHBC北海道放送となっております。 この席につきましては全席自由席となっております、昨日時点で、約350席配布しております。
教育長 (相澤要君)	生涯学習センターから以上です。 はい、ありがとうございます。

	ただいまの説明に対し何かお聞きしたい点等があればお受けしたいと思いますが、何かありませんか。 （「なし」の声あり）
教育長 （相澤要君）	その他、事務局からありませんか。 （「なし」の声あり）
教育長 （相澤要君）	委員の皆様からありませんか。
教育委員 （森野志保君）	はい、森野委員。
教育長 （相澤要君）	生涯学習センターの新しいピアノについてですが、今月は子どもたちの発表会も企画されていると思いますが、そちらについての使用はどのようにになりますか。
生涯学習課長 （福原義人君）	はい、福原課長。
	ただいまの御質問に対しまして、私のほうからお答えさせていただきます。 発表会の計画が3月18日からの、町内のピアノ教室の方々が御利用される予定になっております。 当初ピアノ購入が、遅れてしまったということもありますが、既に業者さんのほうに持ち込みで、ピアノを使うということで、利用予定になっています。 今回センターで購入したスタンウェイのピアノについては4月1日からということで、御理解をいただいておりますので、あらかじめご承知いただければと思います。
教育長 （相澤要君）	その他、委員の皆様からありませんか。 （「なし」の声あり）
教育長 （相澤要君）	それでは、再び日程第4の議事に戻ります。 議案第7号ですが、こちらは人事案件になりますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
教育長 （相澤要君）	異議がないようなので、議案第7号は非公開といたします。 ここからの会議は非公開となりますので、関係する職員以外は退席お願いいたします。 －（非公開）－
教育長 （相澤要君）	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 ご質問がなければ、採決させていただきます。 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり決定することといたします。

以上で、本日予定しておりました案件は全て終了でございます。

これをもちまして令和5年第2回教育委員会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－